

奈良市公報

号外第25号

平成24年12月28日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

規 則

- 奈良市美容師法施行細則及び奈良市理容師法施行細則の一部を改正する規則…………… 1
 - 奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 2
 - 奈良市都祁交流センター条例施行規則の一部を改正する規則…………… 2
 - 奈良市契約規則の一部を改正する規則…………… 3
- ### 告 示
- 一般競争入札の実施（2件）…………… 3
 - 開発行為に関する工事の完了…………… 4
 - 障害者自立支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止…………… 4
 - 身体障害者福祉法に規定する医師の指定…………… 5
 - 街区の区域及び街区符号の変更…………… 5
 - 都市計画地区計画の案の公衆縦覧…………… 5
 - 開発行為に関する工事の完了…………… 5
 - 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 6
 - 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 6
 - 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 6
 - 放置自転車等の保管…………… 6
 - 一般競争入札の実施（2件）…………… 7
 - 町の区域の変更…………… 8
 - 放置自転車等の保管…………… 9
 - 開発行為に関する工事の完了…………… 9
 - 放置自転車等の処分…………… 9
 - 開発行為に関する工事の完了…………… 9
 - 公募による受託者の選定…………… 9
 - 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 10
 - 放置自転車等の保管…………… 11
 - 開発行為に関する工事の完了…………… 11
 - 放置自転車等の保管…………… 11
 - 交付要求通知書の公示送達…………… 11
 - 一般競争入札の実施…………… 11
 - 開発行為に関する工事の完了…………… 13

- 放置自転車等の保管…………… 13
- 平成24年度奈良市一般会計補正予算の要領…………… 13
- 奈良市勤労者総合福祉センターの臨時休館…………… 14

監 査

- 包括外部監査人の監査事務を補助する者の氏名等…………… 14
- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知…………… 15

公 営 企 業

- 一般競争入札の実施…………… 15

教 育 委 員 会

- 奈良市立看護専門学校の設定及び管理に関する条例の施行期日を定める規則…………… 15
- 奈良市立看護専門学校学則…………… 16
- 奈良市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に委任する規則…………… 20
- 臨時教育委員会の開催…………… 20

農 業 委 員 会

- 農地部会及び農政部会の部会委員の互選…………… 20
- 農地部会長及び農政部会長の選任…………… 21
- 農地副部会長及び農政副部会長の選任…………… 21

議 会

- 議会運営委員会の委員の選任…………… 21
- 議会制度検討特別委員会の委員の選任…………… 21
- 議会制度検討特別委員会の委員長及び副委員長の当選…………… 21

規 則

奈良市美容師法施行細則及び奈良市理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月23日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第52号

奈良市美容師法施行細則及び奈良市理容師法施行細則の一部を改正する規則

（奈良市美容師法施行細則の一部改正）

第1条 奈良市美容師法施行細則（平成14年奈良市規則第22号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、

都道府県名（ ）・番号第 号・年月日 年 月 日 を

都道府県名（ ）
番号第 号・年月日 年 月 日 に、

「クレゾール水・両性界面活性剤」を「両性界面活性剤」に、「外国人登録証明書」を「住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）」に改める。

都道府県名（ ）・番号 第 号・年月日 年 月 日 を

都道府県名（ ）
番号 第 号・年月日 年 月 日 に、

「クレゾール水・両性界面活性剤」を「両性界面活性剤」に、「外国人登録証明書」を「住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市美容師法施行細則及び奈良市理容師法施行細則の規定は、平成24年7月9日から適用する。（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

（平成24年7月23日揭示済）

奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月23日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第53号

奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

「注意事項

- 1 太線内のみ記入してください。
- 2 使用承認書及び使用変更承認書を添付してください。

「注意事項

- 1 太線内のみ記入してください。
- 2 使用承認書及び使用変更承認書を添付してください。

※還付金の支払いは、次の口座に振り込んでください。

| | | | |
|-------|--------------------|------|-----------------|
| 金融機関名 | 銀行 信用金庫 信用組合 | | 本店 支店 出張所 |
| 口座種別 | 普通・当座 | 口座番号 | |
| 口座名義人 | フリガナ | | |

に改める。

（奈良市理容師法施行細則の一部改正）

第2条 奈良市理容師法施行細則（平成14年奈良市規則第23号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、

奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則（昭和47年奈良市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第5条の2を第5条とする。

別記第1号様式及び第3号様式中「第5条の2」を「第5条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成24年7月23日揭示済）

奈良市都祁交流センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月23日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第54号

奈良市都祁交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市都祁交流センター条例施行規則（平成17年奈良市規則第20号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、第2号様式、第5号様式及び第6号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

別記第8号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、

通 知 第 号
年 月 日 を

通 知 第 号
年 月 日

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。
(平成24年7月23日揭示済)

奈良市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年7月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第55号

奈良市契約規則の一部を改正する規則

奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「数回」を「2回」に改め、「もの」の次に「又はこれに準ずる実績を有するもの」を加える。

第23条第2項第3号中「数回」を「2回」に改め、「締結し」の次に「、かつ」を加え、「履行し、かつ」を「履行した者又はこれに準ずる実績を有する者で」に改め、「認められる」の次に「ものである」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
(平成24年7月31日揭示済)

告 示

奈良市告示第448号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年7月17日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項
公共下水道築造工事(単3)南京終町三丁目地内ほか11件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり)
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
(入札参加者に必要な資格)
 - (1) 平成24年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)並びに建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。

- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。)

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

(平成24年7月17日揭示済)

奈良市告示第449号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年7月17日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 平成24年度奈良市指定道路調査等業務委託
- (2) 業務場所 奈良市内(柳生地区、大柳生地区、狭川地区)
- (3) 業務期間 契約の日から平成25年3月22日までとする。
- (4) 業務概要 道路調査(指定道路判定のための資料の収集整理)
指定道路図及び指定道路調書の作成
(新規判定道路・H23年度判定道路等)
指定道路情報管理・閲覧システムへのデータ更新

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成24年度において奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、測量・建設コンサルタント等の登録があり、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 奈良市内に本店又は営業所(当該営業所が本市における入札参加資格を有する者に限る。)を有している

- こと。
- (2) 登録業種として、土木コンサルタント「道路部門」、「都市計画及び地方計画部門」のいずれにも登録があること。
- (3) G I Sに関する業務の元請実績（データ処理）を有する者であること。
- (4) 建築基準法上の指定道路調査業務の元請実績を有する者であること。
- (5) 当該業務に次の技術者を配置できること。（管理技術者と照査技術者は兼ねることはできません。）
- ア 業務の技術上の管理を行う管理技術者
- イ 成果物の内容について技術上の照査を行う照査技術者
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- 3 仕様書等を示す日時及び場所
- (1) 日時
平成24年7月17日から平成24年8月23日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場所
奈良市総務部契約室契約課（仕様書等は、貸出し又は閲覧とします。）
- 4 仕様書等に関する質問
- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面により提出してください。
- ア 提出日時
平成24年8月1日（水）午前9時から午後4時まで
- イ 提出場所
奈良市都市整備部まちづくり指導室建築指導課
電話 0742-34-4750
- ウ 持参により提出してください。郵送及び電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けません。
- (2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。
- ア 平成24年8月8日（水）午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除きます。）
- イ 場所 (1)イに同じ
- 2 廃止事業者

5 開札の場所及び日時
奈良市役所 入札室
平成24年8月24日 午前9時30分
以下省略
(平成24年7月17日揭示済)

奈良市告示第450号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。
平成24年7月17日
奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成24年5月18日 奈良市指令都整開 第12A-5号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成24年7月17日 第1305号
公共施設 平成24年7月17日 第586号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市四条大路三丁目900番、903番、905番1、986番3及び987番3
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市四条大路三丁目1番20号
大橋 照夫
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
- (1) 道路
奈良市四条大路三丁目900番の一部、903番の一部、905番1の一部、986番3の一部及び987番3の一部
- (2) 下水道
奈良市四条大路三丁目900番の一部、903番の一部、905番1の一部及び987番3の一部
(平成24年7月17日揭示済)

奈良市告示第451号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止しましたので、同法第51条第2号の規定に基づき告示します。

平成24年7月18日
奈良市長 仲川元庸
1 廃止年月日 平成24年4月30日

| 事業所番号 | 事業者 | | | 事業所 | | | サービス種類 |
|------------|--------------|----------|----------------|-----------------------------|----------|----------------|--------|
| | 名称 | 郵便番号 | 住所 | 名称 | 郵便番号 | 住所 | |
| 2910100292 | 特定非営利活動法人さくら | 630-8422 | 奈良市北永井町344番地18 | 特定非営利活動法人さくら Cherry Blossom | 630-8422 | 奈良市北永井町344番地18 | 居宅介護 |
| | | | | | | | 重度訪問介護 |
| | | | | | | | 行動援護 |

(平成24年7月18日揭示済)

奈良市告示第452号
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市

身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。
平成24年7月18日
奈良市長 仲川元庸

| 医師の氏名 | 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 診療科目 | 指定年月日 |
|-------|------------------|---------------|-------------------|-----------|
| 奥村 啓之 | 医療法人康仁会 西の京病院 | 奈良市六条町102番地の1 | 循環器内科 (心臓機能障害) | 平成24年7月6日 |

(平成24年7月18日揭示済)

奈良市告示第453号
奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第2条の規定により、街区の区域及び街区符号を次のとおり変更します。
平成24年7月18日
奈良市長 仲川元庸

者は、所定の用紙に記載し権利を有する土地の付近見取図を添えて、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成24年8月10日までに必着するように提出してください。
別紙省略
(平成24年7月19日揭示済)

1 変更の年月日
平成24年7月18日

2 街区の区域及び街区符号
あやめ池南三丁目の一部
別図1を別図2に示すとおりに変更します。
別図1及び別図2省略
(平成24年7月18日揭示済)

奈良市告示第455号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。
なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。
平成24年7月19日
奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第454号
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和61年奈良市条例第35号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。
平成24年7月19日
奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号
平成23年6月28日 奈良市指令都整開 第11A-5号
平成23年12月5日 奈良市指令都整開 第11A-5-1号
平成24年6月19日 奈良市指令都整開 第11A-5-2号

2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成24年7月19日 第1306号
公共施設 平成24年7月19日 第587号

3 開発区域に含まれる地域
奈良市法蓮町1418番1並びに半田開町55番4

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
兵庫県尼崎市東難波町五丁目6番9号
ファースト住建株式会社 代表取締役 中島雄司

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路
奈良市法蓮町1418番1の一部並びに半田開町55番4の一部

(2) 公園
奈良市法蓮町1418番1の一部並びに半田開町55番4の一部

(3) 調整池
奈良市法蓮町1418番1の一部

(4) 防火水槽
奈良市法蓮町1418番1の一部並びに半田開町55番4の一部

(5) 下水道

1 地区計画等の種類
地区計画

2 地区計画の名称
あやめ池遊園地跡地地区計画

3 地区計画の位置
奈良市あやめ池北一丁目、あやめ池北二丁目及びあやめ池北三丁目の各一部

4 地区計画の区域
別紙図面のおりに

5 地区計画の面積
約20.8ha

6 地区計画の原案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課

7 地区計画の原案の縦覧期間
平成24年7月20日から同年8月3日まで

8 地区計画の原案に対する意見の提出方法
この地区計画の原案について意見を提出しようとする

奈良市法蓮町1418番1の一部並びに半田開町55番4の一部
(平成24年7月19日揭示済)

奈良市告示第456号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしますので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。
平成24年7月19日

奈良市長 仲川元庸

| | | | |
|----------|---------|-------|-------|
| 指定施術者の氏名 | | 施術の種類 | 指定年月日 |
| 施術所の名称 | 施術所の所在地 | | |

| | | | |
|-----------------|--------------|-----|-----------|
| 川村 千代 | 奈良県奈良市小川町1番地 | あんま | 平成24年5月1日 |
| やすらぎの整骨院(川村 千代) | | | |

(平成24年7月19日揭示済)

奈良市告示第457号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年7月19日

奈良市長 仲川元庸

| 指定介護機関 | | 施設又は実施する事業の種類 | 指定年月日 |
|-----------------|-------------------|--|------------------------|
| 名称 | 所在地 | | |
| 開設者 | | 居室 訪問介護 介護予防 訪問介護 | 平成24年5月1日 平成24年5月1日 |
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| Lifeケアひなた | 奈良県奈良市紀寺町634-1 | 地域密着型 小規模多機能型居宅介護 地域密着型介護予防 小規模多機能型居宅介護 | 平成24年6月1日 平成24年6月1日 |
| 株式会社かがやき美司宏会 | 奈良県奈良市紀寺町634-1 | | |
| 小規模多機能型居宅介護ならの郷 | 奈良県奈良市菩提山町241-1 | | |
| 社会福祉法人 奈良苑 | 奈良県奈良市二名三丁目1151-1 | | |

(平成24年7月19日揭示済)

奈良市告示第458号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年7月19日

奈良市長 仲川元庸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|----------|------------------|-----------|
| 林小児歯科学園前 | 奈良県奈良市学園北一丁目7-13 | 平成24年7月1日 |

(平成24年7月19日揭示済)

奈良市告示第459号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年7月19日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成24年7月19日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市市民生活部 防犯・交通安全課
電話0742-34-1111代表

(平成24年7月19日揭示済)

奈良市告示第460号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年7月20日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 奈良市本庁舎廃プラスチック類等産業廃棄物処理業務委託
- (2) 業務場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市本庁舎
- (3) 業務期間 平成24年9月1日から平成25年3月31日まで
- (4) 業務概要 奈良市本庁舎廃プラスチック類等産業廃棄物処理業務委託 一式

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 平成24年度において奈良市が発注する物品購入等の契約に係る競争入札参加資格者で、告示日において、入札参加希望種目（第1～3希望）が「(W3)」の「産業廃棄物収集運搬業」として登録されている者
- (2) 奈良市内に本店又は、支店・営業所を有すること。
- (3) 平成22年度以降（過去2年間）において、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人又は国の出先機関の発注業務に対して同等の契約実績があること。
- (4) 市町村税を滞納していないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (9) 廃棄物処理法による産業廃棄物収集運搬業（奈良県又は奈良市及び当該廃棄物の搬入先所在地の許可）及

び産業廃棄物処分業（中間処理）の許可を受けている者であること。

なお、いずれか一方の許可しか受けていない者は、他方の許可を受けている者と業務提携を行っていること。

- (10) 上記の許可内容が、仕様書に記載する産業廃棄物を全て処分できるものであること。
- (11) 中間処理の方法については、本契約の履行に見合った処理設備を有するものとする。
- (12) 入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

3 仕様書等を示す日時及び場所

- (1) 仕様書等は、奈良市ホームページよりダウンロードできます。
- (2) 仕様書等の閲覧又は貸出しの場合は、下記に従ってください。

ア 日時

平成24年7月20日（金）から平成24年7月31日（火）まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 場所

奈良市総務部管財課

4 仕様書等に関する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面により提出してください。

ア 提出日時 平成24年7月31日（火） 午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 奈良市総務部管財課

住所 奈良市二条大路南一丁目1番1号

電話 0742-34-4999

ウ 持参により提出してください。郵送及び電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けません。

- (2) (1)の質問に対する回答は、平成24年8月8日（水）午後5時00分までに奈良市ホームページに掲載予定とします。また、平成24年8月8日（水）午前9時から午後5時まで奈良市総務部管財課において閲覧に供します。

5 入開札の場所及び日時

平成24年8月23日（木） 午後1時30分

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 入札室

以下省略

(平成24年7月20日揭示済)

奈良市告示第461号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年7月20日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 奈良市本庁舎空き缶等産業廃棄物処理業務委託
- (2) 業務場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市本庁舎
- (3) 業務期間 平成24年9月1日から平成25年3月31日まで
- (4) 業務概要 奈良市本庁舎空き缶等産業廃棄物処理業務委託 一式

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 平成24年度において奈良市が発注する物品購入等の契約に係る競争入札参加資格者で、告示日において、入札参加希望種目(第1～3希望)が「(W3)」の「産業廃棄物収集運搬業」として登録されている者
- (2) 奈良市内に本店又は、支店・営業所を有すること。
- (3) 平成22年度以降(過去2年間)において、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人又は国の出先機関の発注業務に対して同等の契約実績があること。
- (4) 市町村税を滞納していないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (9) 廃棄物処理法による産業廃棄物収集運搬業(奈良県又は奈良市及び当該廃棄物の搬入先所在地の許可)及び産業廃棄物処分業(中間処理)の許可を受けている者であること。
なお、いずれか一方の許可しか受けていない者は、他方の許可を受けている者と業務提携を行っていること。
- (10) 上記の許可内容が、仕様書に記載する産業廃棄物を全て処分できるものであること。
- (11) 中間処理の方法については、本契約の履行に見合った処理設備を有するものとする。
- (12) 入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

3 仕様書等を示す日時及び場所

- (1) 仕様書等は、奈良市ホームページよりダウンロードできます。
- (2) 仕様書等の閲覧又は貸出しの場合は、下記に従ってください。
ア 日時
平成24年7月20日(金)から平成24年7月31日(火)まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 場所
奈良市総務部管財課

4 仕様書等に関する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面により提出してください。
ア 提出日時 平成24年7月31日(火) 午前9時から午後5時まで
イ 提出場所 奈良市総務部管財課
住所 奈良市二条大路南一丁目1番1号
電話 0742-34-4999
ウ 持参により提出してください。郵送及び電送(ファクシミリ等)によるものは受け付けません。
- (2) (1)の質問に対する回答は、平成24年8月8日(水)午後5時00分までに奈良市ホームページに掲載予定とします。また、平成24年8月8日(水)午前9時から午後5時まで奈良市総務部管財課において閲覧に供します。

5 入開札の場所及び日時

平成24年8月23日(木) 午後2時00分
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 入札室

以下省略

(平成24年7月20日揭示済)

奈良市告示第462号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、平成24年8月1日から本市内の区域のうち町の区域を別表のとおり変更します。

なお、別表の関係区域は、別図1(変更前)及び別図2(変更後)のとおりです。

平成24年7月20日

奈良市長 仲川 元庸

別表

| 他の町を編入する町 | 他の町に編入される町 | 編入される区域 |
|-----------|------------|-------------------|
| 法蓮町 | 半田開町(一部) | 半田開町55の4から55の22まで |

別図1及び別図2省略

(平成24年7月20日揭示済)

奈良市告示第463号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年7月23日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成24年7月21日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成24年7月23日揭示済)

奈良市告示第464号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年7月23日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成24年3月30日 奈良市指令都整開 第11A-39号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成24年7月23日 第1309号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市蘭生町1136番4、1136番5、1136番7、1137番3、1138番、1139番1、1140番1、1142番8、1142番9、1957番1及び1957番2の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県大和高田市東雲町13-4

株式会社トーマ 代表取締役 当麻和重

(平成24年7月23日揭示済)

奈良市告示第465号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成24年7月23日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成24年8月6日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成24年3月1日、同月6日、同月8日、同月10日、同月13日、同月15日、同月22日、同月25日及び同月27日
(平成24年7月23日揭示済)

奈良市告示第466号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年7月23日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成24年4月12日 奈良市指令都整開 第11A-41号

平成24年7月9日 奈良市指令都整開 第11A-41-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成24年7月23日 第1310号

公共施設 平成24年7月23日 第590号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市押熊町74番2、77番、208番の一部及び211番10の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市柏木町395番地の5

株式会社ホクシン 代表取締役 平沢昌子

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市押熊町74番2及び208番の一部

(2) 下水道

奈良市押熊町74番2の一部及び208番の一部

(平成24年7月23日揭示済)

奈良市告示第467号

公募により受託者を選定するので、次のとおり告示する。
平成24年7月24日

奈良市長 仲川元庸

1 事業内容等

(1) 事業名

奈良市民間保育所設置運営事業者の募集

(2) 事業内容

新設による認可保育所の設置及び運営

(3) 募集地域と設置予定数

最優先地域（近鉄富雄駅周辺）、優先地域（近鉄学研奈良登美ヶ丘駅周辺、近鉄新大宮駅周辺）、その他の地域（近鉄学園前駅周辺、近鉄菖蒲池駅周辺、JR奈良駅周辺）のうち駅周辺おおむね半径1km以内（奈良市内に限る。）に2箇所募集する。

(4) 整備する施設

事業者自らが土地の取得及び施設の建設整備を行い、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める認可保育所を運営する。

- ① 工事着工年度 平成24年度中に着工すること。
- ② 定員 90名（0歳児から5歳児まで）
- ③ 基本開所時間 午前7時から午後6時まで（11時間）
※延長保育時間は2時間以上とする。

2 応募資格

(1) 応募団体

応募団体は、次のいずれかに該当する法人であるものとする。

- ① 法人事務所が近畿圏（2府4県）内にある社会福祉法人
- ② 法人事務所の所在地が近畿圏（2府4県）内にあり、認可保育所を運営している者で、平成25年6月28日までに社会福祉法人設立登記が完了でき、かつ、現在運営している認可保育所の全ての施設の運営主体を、社会福祉法人へ変更するための申請を行うことができる者

(2) 応募団体の要件

応募団体は、次のいずれの要件も満たすものとする。

- ① 施設を利用する保護者はもとより、地域との信頼関係を築ける事業者であること。
- ② 児童福祉事業に熱意と見識を有し、認可保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会信望を有していること。
- ③ 「保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）」を十分に理解し、市の保育行政について積極的に協力できる事業者であること。
- ④ 事前協議、地元説明会に出席すること。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を目的とした事業者ではないこと。
- ⑦ 本募集要項にて提示する条件を厳守できること。
- ⑧ その他法令等に違反する事業者でないこと。

3 審査方法

応募資格及び提出書類を確認した後、奈良市民間保育所設置等選考審査委員会で提出書類及びプレゼンテーション等により審査する。

4 実施団体の決定

審査委員会において、第一次審査と第二次審査の結果を総合的に判断し、事業者を選定する。

5 手続等に関する事項

(1) 担当課

奈良市子ども未来部 子ども政策課

奈良市二条大路南一丁目1番1号

電話 0742-34-4792

FAX 0742-36-4798

E-mail kodomoseisaku@city.nara.lg.jp

(2) 募集要項等の配布

配布期間 平成24年7月24日（火）から同年8月6日（月）まで

土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

配布場所 奈良市子ども未来部 子ども政策課
(奈良市ホームページからもダウンロード可)

(3) 参加表明書の提出

提出期間 平成24年7月24日（火）から同年8月6日（月）午後5時必着

提出場所 奈良市子ども未来部 子ども政策課

提出方法 持参又は郵送（郵送の場合、配達証明付書留郵便に限る。）

(4) 質問書の提出

提出期間 平成24年7月24日（火）から同年8月3日（金）正午必着

提出場所 奈良市子ども未来部 子ども政策課

提出方法 FAX又はメール

(5) 説明会

開催日 平成24年8月8日（水） 時間未定

開催場所 奈良市役所

(6) 申込書等の提出

提出期間 平成24年8月9日（木）から同年8月31日（金）午後5時必着

提出場所 奈良市子ども未来部 子ども政策課

提出方法 持参に限る。

6 その他

(1) 応募に際して発生する経費は、全て応募団体の負担とする。

(2) 詳細は、奈良市民間保育所設置運営事業者募集要項による。

(平成24年7月24日揭示済)

奈良市告示第468号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をいたしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年7月24日

奈良市長 仲川元庸

| 指定施術者の氏名 | | 施術の種類 | 指定年月日 |
|----------------|------------------|-------|-----------|
| 施術所の名称 | 施術所の所在地 | | |
| 北村 謙典 | | 柔道整復 | 平成24年7月8日 |
| くま鍼灸整骨院（北村 謙典） | 奈良県奈良市藤ノ木台四丁目2-5 | | |

(平成24年7月24日揭示済)

奈良市告示第469号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年7月24日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成24年7月24日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成24年7月24日揭示済)

奈良市告示第470号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年7月25日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成23年2月25日 奈良市指令都整開 第10A-36号
平成24年6月11日 奈良市指令都整開 第10A-36-1号
平成24年7月24日 奈良市指令都整開 第10A-36-2号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成24年7月25日 第1311号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市あやめ池北一丁目1505番1及び1505番2
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市北区曾根崎一丁目2番6号 新宇治電ビル702号室
株式会社かんでんジョイライフ 代表取締役 中西憲一

(平成24年7月25日揭示済)

奈良市告示第471号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年7月26日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成24年7月26日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成24年7月26日揭示済)

奈良市告示第472号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第82条第2項の規定に基づく交付要求通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、市民生活部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成24年7月27日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 送達をすべき文書
交付要求通知書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成24年7月27日揭示済)

奈良市告示第473号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年7月30日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名
奈良市インターネット回線施設再構築事業
 - (2) 事業範囲
本事業を大別すると次のとおりとなります。
ア 回線等の調達
回線及び回線終端装置、ルータ（一部施設）等
イ 回線等の設計
回線及び回線終端装置、ルータ（一部施設）等の設計
ウ 回線等の設置設定作業
 - ① 回線開通にかかる引込み作業、敷設作業、回線終端装置の設置及び設定、センター施設及び各拠点における情報系ネットワークシステム機器との接続作業支援を行う。
 - ② 生涯学習センターのパソコン教室及びボランティアインフォメーションセンターのインターネット

回線の接続については回線開通にかかる引込み作業、敷設作業、回線終端装置、ルータの設置及び設定、パソコンのネットワーク設定及びフィルタリングソフトの導入を行う。

エ 回線等の運用保守

回線及び回線終端装置（生涯学習センターのパソコン教室及びボランティアインフォメーションセンターについてはルータも含む。）の安定した運用を図るための保守を行う。

(3) 本稼働の予定

平成25年3月1日（予定）から本稼働します。

(4) 実施場所（センター施設）

奈良市八条五丁目404-1 防災センター

他 施設一覧表（別紙）に記載の22施設

(5) 奈良市インターネット回線施設再構築事業に係る仕様

詳細な仕様は、別添1「入札仕様書」のとおり

2 契約方法

(1) 契約名

奈良市インターネット回線接続拠点に係る新規通信サービス

(2) 契約期間

平成25年3月1日～平成30年2月28日（60ヶ月分）

なお、平成25年度以降において、本契約に係る支出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができるものとします。

(3) 設置場所

別紙1「施設一覧表」のとおり

(4) 契約条項

別添2「奈良市インターネット回線接続拠点に係る新規通信サービス利用契約書（案）」のとおり

(5) 付帯事項

ア 契約期間中の必要な保険については、納入業者が付保手続きを行い、保険料は納入者の負担とします。

イ 契約期間が満了し、又はこの契約が解除された場合には、奈良市担当者と協議のうえ、無償にて速やかに物品を撤去することとします。なお、機器の記憶媒体装置内情報が他に漏洩することのないよう必要な措置を講じることとします。

3 入札参加資格

平成24年度において奈良市が発注する物品購入等の契約に係る競争入札参加資格者で、入札参加希望種目（第1～第3希望）のうちいずれかが「(1)電気通信機器」の「(2)通信機器」、又は「(S)電算業務」の「(1)ソフト・システム関係・インターネット等」として登録されている者で、次の条件に定める基準をすべて満たすものとします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国税及び奈良市税を滞納していないこと。

(3) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

4 入札保証金に関する事項

入札保証金は免除します。

5 入札条件

(1) 入札の方法は、持参入札とします。入札書（様式第1号）に金額を記載し、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に業者名を記載すること。

(2) 代理入札の場合は、年間を通じて委任されている者以外の者は、入札執行前に必ず委任状（様式第2号）を提出してください。提出のない場合は、入札できないものとする。

(3) 入札者でなければ、入札の執行場所に立ち入ることができない。

(4) 入札者の不正行為その他の理由により、この入札を執行することが不相当であると認めるときは、執行を取りやめることがある。また、入札執行後においても、落札決定を保留し、入札を取り消す場合がある。

(5) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(6) 入札者中、入札書比較価格以内であって、最低の価格の入札者を持って落札者とする。落札者となるべき同一の価格の入札者が2名以上あるときは、直ちに「くじ」で決定する。また、予定価格に達した価格の入札がない場合は、直ちに再入札を行う。

(7) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。契約希望金額は、契約希望金額は、一ヶ月あたりの回線サービス使用料とし、事業に係るすべての費用を含むものとする。

(8) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

(9) この契約は長期継続契約とする。

6 入札参加申請について

この入札に参加する者は、次の申請書類を提出期間内に提出したうえで、入札参加承認（不承認）書による承認を受けなければなりません。

(ア) 入札参加資格審査申請書(様式第3号)
※「入札参加承認(不承認)書」郵送用の返信用封筒(切手付き)を添付すること。

(イ) 保守体制整備証明書(様式第4号)

(ウ) 保守連絡体制表(様式自由)

(エ) 提供予定サービス等一覧(様式自由)

(1) 提出部数

各1部

(2) 提出期間

平成24年7月30日(月)から同年8月10日(金)までの土曜日、日曜日、休日を除く午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

事前連絡の上、提出場所へ直接持参すること。

(4) 提出場所

奈良市総合政策部情報政策課(担当:情報化推進係)

所在地:奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 中央棟6階

電話番号:0742-34-4768(直通)

7 入札参加申請書等の配布

(1) 日時

平成24年7月30日(月)から同年8月10日(金)まで

(2) 掲載ホームページURL

<http://www.city.nara.lg.jp/> <奈良市ホームページ内>

8 入札参加承認について

入札参加申請書を提出した者には、入札参加承認(不承認)書により、その可否を通知します。

可否通知は平成24年8月20日(月)までに「入札参加申請書(様式第3号)」に記載されたメールアドレスに送付し、原本(公印を押印したもの)については後日郵送します。

9 入札の日時及び場所

平成24年8月24日(金)午後1時30分～

奈良市庁舎 入札室

以下省略

(平成24年7月30日揭示済)

奈良市告示第474号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年7月30日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成24年2月3日 奈良市指令都整開 第11A-36号

平成24年6月15日 奈良市指令都整開 第11A-36-

1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成24年7月30日 第1312号

公共施設 平成24年7月30日 第591号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市あやめ池南七丁目584番4、584番5、584番6、584番7、584番8、584番9、584番10、584番11、584番12及び584番13

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府中央区瓦町二丁目4番5号

三都住建株式会社 代表取締役 五十嵐直秀

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市あやめ池南七丁目584番4

(2) 下水道

奈良市あやめ池南七丁目584番4の一部

(平成24年7月30日揭示済)

奈良市告示第475号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年7月30日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成24年7月30日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及び近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成24年7月30日揭示済)

奈良市告示第476号

平成24年7月30日付で専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成24年7月30日

奈良市長 仲川元庸

1 平成24年度奈良市一般会計補正予算(第2号)

平成24年度奈良市一般会計補正予算(第2号)

平成24年度奈良市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ36,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141,373,767千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表

歳入歳出予算補正」による。
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|-------|-------------|--------------|--------------|
| 20 繰越金 | | 千円 — | 千円 18,200 | 千円 18,200 |
| | 1 繰越金 | — | 18,200 | 18,200 |
| 22 市債 | | 33,578,500 | 18,600 | 33,597,100 |
| | 1 市債 | 33,578,500 | 18,600 | 33,597,100 |
| 歳入合計 | | 141,336,967 | 36,800 | 141,373,767 |

(註)「第20款 諸収入」、「第21款 市債」を「第21款 諸収入」、「第22款 市債」に改める。

歳出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|--------|-----------------|--------------|-----------------|
| 11 教育費 | | 千円 9,564,576 | 千円 36,800 | 千円 9,601,376 |
| | 5 幼稚園費 | 1,187,021 | 36,800 | 1,223,821 |
| 歳出合計 | | 141,336,967 | 36,800 | 141,373,767 |

第2表 地方債補正
1 変更分

| 起債の目的 | 限度額 | |
|-----------|--------------|--------------|
| | 補正前 | 補正後 |
| 幼稚園施設整備事業 | 千円 21,600 | 千円 40,200 |
| 計 | 33,578,500 | 33,597,100 |

(平成24年7月30日揭示済)

同 松村和夫
同 井上昌弘

奈良市告示第477号

奈良市勤労者総合福祉センター条例(平成15年奈良市条例第18号)第3条第4第2項の規定により、平成24年11月27日奈良市勤労者総合福祉センターを休館します。

平成24年7月31日

奈良市長 仲川元庸
(平成24年7月31日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

平成24年7月26日

奈良市監査委員 中村勝三郎
同 中本勝

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

- (1) 清水 万里夫
大阪府泉大津市上之町1-13
- (2) 本田 真二郎
京都府京都市山科区音羽稲芝17
- (3) 増田 享弘
奈良県橿原市曾我町175-2
- (4) 駒井 健二郎
大阪府大阪市西区南堀江3-14-30 ライフコート南堀江601
- (5) 佐野 嘉宣
大阪府大阪市阿倍野区阪南町2-18-19
- (6) 黒澤 香
大阪府大阪市住吉区住吉1-4-17

2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成24年7月26日から平成25年3月31日まで

(平成24年7月26日揭示済)

奈良市監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成24年7月26日

奈良市監査委員 中村 勝三郎
同 中本 勝
同 松村 和夫
同 井上 昌弘

市民税課

監査結果公表日 平成24年6月25日（奈良市監査委員告示第10号）

措置結果通知日 平成24年7月3日

| 【監査の結果】 | 【措置の内容】 |
|--|---|
| 課税証明等の証明手数料の収納について、申請書の連番号の件数と、レシートの集計件数が一致していなかった。証明書発行後に証明書が不要となり、返還された場合に申請書の連番号を欠番にしているため、欠番の記載漏れであろうとのことであるが、返還された証明書が申請書に添付されていなかった。証拠書類を残すなどの改善策を講じられたい。 また、金銭登録機（レジスター）への打漏れが発生しており、注意されたい。 | 証明書発行後に証明書が不要となり、返還された場合に申請書の連番号を欠番にしているが、返還された証明書を申請書に添付し、証拠書類を残すとともに、日々の税務証明発行件数日計表の特記事項欄にその旨を記載する改善策を講じました。 また、職員に対して公金等取扱マニュアルを再確認し、公金の取扱いに慎重を期すように指示するとともに、金銭登録機（レジスター）への打漏れが生じないように、注意を喚起しました。 |

(平成24年7月26日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第30号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年7月17日

奈良市水道事業管理者
池田 修

1 入札に付する事項

送・配水管、奈良市疋田町一丁目地内ほか1件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 平成24年度において水道局が発注する建設工事の請

負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。

(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市水道局入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査の総合評定値に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(6) 当該工事の入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができません。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日 を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

水道局業務部経理課（設計図書等は、奈良市水道局電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所

水道局 4階 大会議室（北側）

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

(平成24年7月17日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市立看護専門学校の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成24年7月23日

奈良市教育委員会

委員長 杉江 雅彦

奈良市教育委員会規則第4号

奈良市立看護専門学校の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

奈良市立看護専門学校の設置及び管理に関する条例（平成24年奈良市条例第33号）の施行期日は、平成25年4月1日とする。ただし、第4条第1項、第5条第2項及び第3項、第7条並びに第8条の規定は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成24年7月23日揭示済)

奈良市立看護専門学校学則をここに公布する。
平成24年7月23日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第5号

奈良市立看護専門学校学則

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 学年、学期及び休業日（第7条－第9条）
- 第3章 入学及び転入学（第10条－第15条）
- 第4章 教育課程（第16条－第18条）
- 第5章 休学、復学、退学及び転学（第19条－第21条）
- 第6章 卒業等（第22条・第23条）
- 第7章 賞罰（第24条・第25条）
- 第8章 健康管理（第26条）
- 第9章 授業料、入学料及び入学考査料（第27条－第30条）
- 第10章 職員組織（第31条）
- 第11章 委員会及び会議（第32条）
- 第12章 補則（第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 奈良市立看護専門学校（以下「学校」という。）は、看護師として必要な知識及び技術を教授し、看護専門職として社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的とする。

（名称及び位置）

第2条 学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 称 | 位 置 |
|------------|--------------|
| 奈良市立看護専門学校 | 奈良市紀寺町371番地2 |

（課程及び学科）

第3条 学校に次の課程及び学科を置く。

- (1) 課程 医療専門課程（3年課程）
- (2) 学科 看護学科

（定員）

第4条 学校の定員は、1学年40人とし、総定員は、120人とする。

（修業年限）

第5条 学校の修業年限は、3年とする。

（在学年限）

第6条 学生は、6年（第15条第1項の規定により転入学した者は、同条第3項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数）を超えて在学することができない。

第2章 学年、学期及び休業日

（学年）

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第8条 学期は、次の2学期とする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

（休業日）

第9条 休業日（次項において「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 春期休業 2週間を期間とする校長が定める日
- (4) 夏期休業 6週間を期間とする校長が定める日
- (5) 冬期休業 2週間を期間とする校長が定める日

2 前項の規定にかかわらず、校長が特に必要があると認めるときは、校長は、休業日以外の日に臨時に休業し、又は休業日に授業を行うことができる。

第3章 入学及び転入学

（入学の時期）

第10条 入学の時期は、4月とする。

（入学資格）

第11条 学校に入学できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同省令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (6) 学校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められた者

（入学志願手続）

第12条 学校に入学しようとする者は、指定の期日までに、次に掲げる書類に入学考査料を添えて校長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
- (3) 高等学校又は中等教育学校の調査書
- (4) 高等学校卒業程度認定試験合格成績証明書又は合格見込成績証明書（前条第5号に該当する者に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、校長が必要と認める書

| | |
|---|---|
| <p>類 (入学者の選考)</p> <p>第13条 校長は、筆記試験及び面接試験により学校の入学者の選考を行う。 (入学の許可等)</p> <p>第14条 校長は、前条の試験の成績を総合評価し、合格した者に学校の入学を許可する。</p> <p>2 前項の許可を受けた者は、校長が指定する期日までに、保証人2名が連署した誓約書その他所定の書類に入学料を添えて校長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の保証人は、いずれも成年で独立の生計を維持している者でなければならない。</p> <p>4 校長は、第2項の手続を怠った者に対し、学校の入学の許可を取り消すことができる。</p> <p>5 学生は、保証人を変更したとき又は誓約書等の記載事項に変更が生じたときは、直ちに校長に届け出なければならない。 (転入学)</p> <p>第15条 校長は、欠員がある場合に限り、他の看護師学校養成所(3年課程のものに限る。次項及び第21条において同じ。)で1年以上履修した者で、学校に転入学しようとするものがあるときは、学校運営委員会(第32条第1項第1号に掲げるものをいう。以下同じ。)の議を経て相当年次に転入学を許可することができる。</p> <p>2 前項に定める転入学をしようとする者は、次に掲げる書類に入学考査料を添えて校長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 転学許可書(現に他の看護師学校養成所に在学している者に限る。)</p> <p>(2) 転入学願</p> <p>(3) 単位取得証明書</p> <p>3 第1項の規定により転入学を許可された者が既に修得した科目、単位数及び時間数の取扱い並びに在学すべき年数については、学校運営委員会の議を経て校長が定める。</p> <p>4 転入学を許可された者の入学手続については、前条(第1項を除く。)及び第28条第2項の規定を準用する。</p> <p>第4章 教育課程 (科目、単位数及び時間数)</p> <p>第16条 学校における科目、単位数及び時間数は、別表のとおりとする。</p> <p>2 各科目の1単位の時間数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</p> <p>(1) 講義及び演習 15時間から30時間までの範囲で校長が定める時間</p> <p>(2) 実験、実習及び実技 30時間から45時間までの範囲で校長が定める時間</p> <p>(3) 臨地実習 45時間 (単位の認定)</p> <p>第17条 単位の認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の評価により行う。</p> | <p>2 前項の単位の認定は、その科目の出席時間が授業時間の3分の2以上であることを要する。</p> <p>3 科目の評価は、次の各号に掲げるとおりとし、第1号から第3号までに掲げるものを合格とする。</p> <p>(1) 優(80点以上)</p> <p>(2) 良(70点以上80点未満)</p> <p>(3) 可(60点以上70点未満)</p> <p>(4) 不可(60点未満)</p> <p>4 校長は、病気その他のやむを得ない理由により試験を受けることのできなかった者又は不合格の者に対し、追試験又は再試験を行うことができる。 (入学前の既修得単位の認定)</p> <p>第18条 学校の入学前に放送大学その他の大学若しくは高等専門学校又は歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士及び言語聴覚士の資格に係る学校若しくは養成所で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号)別表3に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修している者からその単位の認定について申請があった場合において、履修した学習内容を評価し、学校における教育内容に相当するものと認められるときには、校長は、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で学校において履修したものと認定することができる。</p> <p>2 学校の入学前に社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第39条第1号の規定に該当する者で学校に入学したものの単位の認定について申請があった場合には、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第42号)による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号)別表第4に定める「人間と社会」の領域に限り、それぞれの既修の学習内容を評価し、学校における教育内容に相当するものと認められる場合には、校長は、学校において保健師助産師看護師養成所指定規則別表3に定める基礎分野を履修したものと認定することができる。</p> <p>第5章 休学、復学、退学及び転学 (休学)</p> <p>第19条 学生は、病気のため引き続き3箇月以上就学することができないとき、又はやむを得ない理由により休学しようとするときは、理由を記載した休学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 校長は、病気その他の理由により就学することが適当でないと認められる者に対し、学校運営委員会の議を経てその者に休学を命ずることができる。</p> <p>3 休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、校長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。</p> |
|---|---|

| | |
|--|---|
| <p>4 休学は、通算して3年を超えることができない。ただし、校長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>5 休学中の者は、休学事由が消滅したときは、直ちに校長に届け出て、復学するものとする。</p> <p>6 休学期間は、在学期間に算入しない。 (退学)</p> <p>第20条 退学しようとする者は、保証人が連署し、及び理由を記載した退学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。 (転学)</p> <p>第21条 他の看護師学校養成所に転学しようとする者は、保証人が連署し、及び理由を記載した転学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。 第6章 卒業等 (卒業)</p> <p>第22条 校長は、第5条に規定する期間を在学し、別表に定める単位数を修得した者について、学校運営委員会の議を経て卒業を認定する。</p> <p>2 校長は、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者の卒業を原則として認めない。 (卒業証書及び称号の授与)</p> <p>第23条 校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。</p> <p>2 校長は、前項の規定により卒業証書を授与した者に対して、専門士(医療専門課程)の称号を授与する。 第7章 賞罰 (表彰)</p> <p>第24条 校長は、表彰に値する行為を行った者を学校運営委員会の議を経て表彰することができる。 (懲戒)</p> <p>第25条 校長は、この規則若しくは校長の命令に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者に対して、学校運営委員会の議を経て懲戒を行うことができる。</p> <p>2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。</p> <p>3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。</p> <p>(1) 正当な理由なく欠席が長期にわたる者</p> <p>(2) 第6条に規定する期間を超えた者</p> <p>(3) 性行不良で、改善の見込みがないと認められた者</p> <p>(4) 学校の秩序を著しく乱した者</p> <p>(5) 授業料を納期までに納付せず、かつ、督促しても納付しない者</p> <p>4 学生は、停学期間中においても、授業料を納付しなければならない。</p> <p>5 引き続き3箇月以上となる停学の期間は、在学期間に算入しない。 第8章 健康管理 (健康管理)</p> <p>第26条 校長は、学生に対して年1回以上の健康診断を行う。</p> | <p>2 前項の健康管理について必要な事項は、別に定める。</p> <p>第9章 授業料、入学料及び入学考査料 (授業料等の額)</p> <p>第27条 学校の授業料、入学料及び入学考査料(以下「授業料等」という。)の額は、奈良市立看護専門学校設置及び管理に関する条例(平成24年奈良市条例第33号)に定めるところによる。 (授業料等の納付)</p> <p>第28条 授業料は、前期分及び後期分に2等分し、前期分については4月1日から4月30日までに、後期分については10月1日から10月31日までに納付しなければならない。</p> <p>2 入学料は、入学を許可した日から7日以内に納付しなければならない。</p> <p>3 入学考査料は、入学願書に添えて納付しなければならない。 (授業料及び入学料の減免等)</p> <p>第29条 授業料及び入学料について、経済的事情により納付が著しく困難な者その他特に減免が必要と認められた者は、授業料及び入学料の減免を受け、又はこれらの額を分割して納付することができる。 (授業料等の不還付)</p> <p>第30条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 学年の中途において退学し、又は休学した者(授業料に限る。)</p> <p>(2) 災害により甚大な被害を受けた場合その他市長が特に必要と認めた場合 第10章 職員組織 (教職員)</p> <p>第31条 学校に次の教職員を置き、その人数は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 校長 1名</p> <p>(2) 事務長 1名</p> <p>(3) 教務主任 1名</p> <p>(4) 実習調整者 1名</p> <p>(5) 教員 6名以上</p> <p>(6) 実習指導教員 必要数名</p> <p>(7) 講師 必要数名</p> <p>(8) 健康管理医 必要数名</p> <p>(9) 事務員 必要数名</p> <p>2 前項各号に掲げる教職員のほか、学校に必要な教職員を置くことができる。 第11章 委員会及び会議 (委員会及び会議)</p> <p>第32条 学校の円滑な運営と教育内容の向上を図るために、次の委員会及び会議を置く。</p> <p>(1) 学校運営委員会</p> <p>(2) 教員会議</p> <p>(3) 講師会議</p> |
|--|---|

- (4) 実習指導者会議
(5) 入学試験委員会
- 2 学校運営委員会は、第15条第1項及び第3項、第19条第2項、第22条第1項、第24条並びに第25条に定めるもののほか、学校の運営に関する重要な事項を審議する。
- 3 委員会及び会議に関し必要な事項は、別に定める。
- 第12章 補則
(補則)
- 第33条 この規則に定めるもののほか、学校の管理運営に関して必要な事項は、校長が定める。
- 附 則
この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 別表(第16条関係)

| 科 目 | | 単位数 | 時間数 |
|---------|---------|-----|-----|
| 基礎分野 | 論理学 | 1 | 30 |
| | 物理学 | 1 | 30 |
| | 情報科学Ⅰ | 1 | 15 |
| | 情報科学Ⅱ | 1 | 30 |
| | 哲学 | 1 | 30 |
| | 教育学 | 1 | 30 |
| | 文化人類学 | 1 | 30 |
| | 社会学 | 1 | 30 |
| | 心理学 | 1 | 30 |
| | 人間関係論 | 1 | 30 |
| | 英会話 | 1 | 30 |
| | 医学英語 | 1 | 30 |
| | 運動と健康 | 1 | 30 |
| 小 計 | | 13 | 375 |
| 専門基礎分野 | 解剖生理学Ⅰ | 1 | 30 |
| | 解剖生理学Ⅱ | 1 | 30 |
| | 解剖生理学Ⅲ | 1 | 30 |
| | 解剖生理学Ⅳ | 1 | 30 |
| | 生化学 | 1 | 15 |
| | 栄養学 | 1 | 15 |
| | 病態総論 | 1 | 15 |
| | 病態治療各論Ⅰ | 1 | 30 |
| | 病態治療各論Ⅱ | 1 | 30 |
| | 病態治療各論Ⅲ | 1 | 30 |
| | 病態治療各論Ⅳ | 1 | 30 |
| | 病態治療各論Ⅴ | 1 | 30 |
| | 病態治療各論Ⅵ | 1 | 30 |
| | 微生物学 | 1 | 15 |
| | 薬理学 | 1 | 30 |
| | 総合医療論 | 1 | 15 |
| | 公衆衛生学 | 1 | 30 |
| | 関係法規 | 1 | 15 |
| 社会福祉概論 | 1 | 15 | |
| 社会福祉方法論 | 1 | 15 | |
| 生活科学 | 1 | 30 | |
| 小 計 | | 21 | 510 |
| 基礎看護学 | 看護学概論 | 1 | 30 |
| | 基礎看護技術Ⅰ | 1 | 30 |
| | 基礎看護技術Ⅱ | 1 | 30 |

| | | | |
|----------|-----------|----|------|
| 専門分野Ⅰ | 基礎看護技術Ⅲ | 1 | 30 |
| | 基礎看護技術Ⅳ | 1 | 30 |
| | 基礎看護技術Ⅴ | 1 | 30 |
| | 基礎看護技術Ⅵ | 1 | 30 |
| | 看護過程展開技術 | 1 | 30 |
| | 臨床看護総論 | 1 | 30 |
| | 看護研究 | 1 | 30 |
| | 臨地実習 | | |
| | 基礎看護学実習Ⅰ | 1 | 45 |
| | 基礎看護学実習Ⅱ | 2 | 90 |
| | 小 計 | | 13 |
| 専門分野Ⅱ | 成人看護学概論 | 1 | 15 |
| | 成人看護援助論Ⅰ | 1 | 30 |
| | 成人看護援助論Ⅱ | 1 | 30 |
| | 成人看護援助論Ⅲ | 1 | 30 |
| | 成人看護援助論Ⅳ | 1 | 30 |
| | 成人看護演習 | 1 | 30 |
| | 老年看護学概論 | 1 | 15 |
| | 老年看護援助論Ⅰ | 1 | 30 |
| | 老年看護援助論Ⅱ | 1 | 30 |
| | 老年看護演習 | 1 | 30 |
| | 小児看護学概論 | 1 | 15 |
| | 小児看護援助論Ⅰ | 1 | 30 |
| | 小児看護援助論Ⅱ | 1 | 30 |
| | 小児看護演習 | 1 | 30 |
| | 母性看護学概論 | 1 | 15 |
| | 母性看護援助論Ⅰ | 1 | 30 |
| | 母性看護援助論Ⅱ | 1 | 30 |
| | 母性看護演習 | 1 | 30 |
| | 精神看護学概論 | 1 | 15 |
| | 精神看護援助論Ⅰ | 1 | 30 |
| | 精神看護援助論Ⅱ | 1 | 30 |
| | 精神看護演習 | 1 | 30 |
| | 臨地実習 | | |
| 成人看護学実習Ⅰ | 2 | 90 | |
| 成人看護学実習Ⅱ | 2 | 90 | |
| 成人看護学実習Ⅲ | 2 | 90 | |
| 老年看護学実習Ⅰ | 2 | 90 | |
| 老年看護学実習Ⅱ | 2 | 90 | |
| 小児看護学実習 | 2 | 90 | |
| 母性看護学実習 | 2 | 90 | |
| 精神看護学実習 | 2 | 90 | |
| 小 計 | | 38 | 1305 |
| 統合分野 | 在宅看護概論 | 1 | 15 |
| | 在宅看護援助論Ⅰ | 1 | 30 |
| | 在宅看護援助論Ⅱ | 1 | 30 |
| | 在宅看護演習 | 1 | 30 |
| | 看護管理 | 1 | 30 |
| | 医療安全 | 1 | 30 |
| | 災害医療と国際協力 | 1 | 30 |
| | 看護の統合と実践 | 1 | 30 |
| | 臨地実習 | | |
| | 在宅看護論実習 | 2 | 90 |
| 統合実習 | 2 | 90 | |
| 小 計 | | 12 | 405 |
| 総 計 | | 97 | 3030 |

(平成24年7月23日揭示済)

奈良市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に委任する規則をここに公布する。

平成24年7月23日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第6号

奈良市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に委任する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき、奈良市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に委任することについて必要な事項を定めるものとする。

(委任事務)

第2条 教育委員会は、その権限に属する奈良市立看護専門学校(以下「看護学校」という。)に関する事務のうち次に掲げる事務以外の事務を市民生活部長に委任する。

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定による議会の付議する議案の作成についての市長からの意見聴取に対する意見の申出に関する事務

(2) 看護学校に関する教育委員会規則の制定及び改廃に関すること。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の事務を行うことがある。

附則

この規則は、平成24年8月1日から施行する。

(平成24年7月23日揭示済)

奈良市教育委員会告示第14号

平成24年8月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成24年7月23日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

1 日時

平成24年8月1日(水)

午後1時から

2 場所

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 会議に付すべき事件

議事

議案第29号 平成25年度使用奈良市立高等学校教科用図書の採択について

傍聴受付は、開催日の午後0時から午後0時50分までです。定員は50名で定員を超える場合は抽選を行います。

(平成24年7月23日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第13号

平成24年7月20日に開催した奈良市農業委員会互選会において、奈良市農業委員会の農地部会及び農政部会の部会委員に次の者が互選されたので、奈良市農業委員会互選規程(昭和32年奈良市農業委員会告示第6号)第16条の規定により公告します。

平成24年7月23日

奈良市農業委員長 大西崇夫

農地部会委員

| | |
|-----------------|-------|
| 奈良市奈良阪町2308番地 | 息田昌次 |
| 奈良市法蓮町654番地の1 | 大西崇夫 |
| 奈良市四条大路四丁目5番2号 | 吉川隆男 |
| 奈良市押熊町125番地 | 中村成男 |
| 奈良市大和田町462番地 | 奥谷勝紀 |
| 奈良市東九条町516番地の1 | 小堀嘉辰 |
| 奈良市古市町432番地の1 | 高西保徳 |
| 奈良市今市町333番地 | 岡田善至 |
| 奈良市日笠町648番地 | 中尾義永 |
| 奈良市柳生町67番地 | 荻田精吾 |
| 奈良市大慈仙町459番地 | 大西衛 |
| 奈良市狭川東町175番地 | 岡田嘉文 |
| 奈良市月ヶ瀬桃香野4461番地 | 久保田清隆 |
| 奈良市都祁吐山町3197番地 | 杉本廣二 |
| 奈良市小倉町276番地 | 尾ノ井邦彦 |
| 奈良市大柳生町3018番地 | 大石本保 |
| 奈良市東九条町202番地の61 | 山中益敏 |
| 奈良市古市町1247番地の3 | 藤本孝幸 |

農政部会委員

| | |
|-------------------|-------|
| 奈良市南京終町四丁目232番地の1 | 萩原征二 |
| 奈良市大安寺七丁目16番13号 | 米田忠 |
| 奈良市西ノ京町189番地 | 龍村行男 |
| 奈良市歌姫町1379番地 | 吉村元志 |
| 奈良市菅原町517番地 | 吉松道雄 |
| 奈良市三碓四丁目3番2号 | 大畑稔 |
| 奈良市神殿町321番地 | 林宇平治 |
| 奈良市中畑町401番地 | 巽一孝 |
| 奈良市高樋町957番地 | 宮下明弘 |
| 奈良市水間町1324番地 | 辻博司 |
| 奈良市阪原町1725番地 | 中田清文 |
| 奈良市東鳴川町457番地 | 中北誠 |
| 奈良市都祁南之庄町549番地 | 山口弘 |
| 奈良市都祁白石町865番地 | 城岡善實 |
| 奈良市都祁馬場町587番地の2 | 橋詰昭美 |
| 奈良市四条大路二丁目3番65号 | 森田達司 |
| 奈良市田中町256番地 | 山澤誠一 |
| 奈良市杏町76番地の1 | 中西吉日出 |
| 奈良市五条一丁目15番33号 | 西本守直 |

(平成24年7月23日揭示済)

(平成24年7月17日揭示済)

奈良市農業委員会告示第14号

平成24年7月20日に開催した平成24年奈良市農業委員会7月総会において、次の者を奈良市農業委員会の農地部会長及び農政部会長に選任した。

平成24年7月23日

奈良市農業委員会 大西 崇夫

農地部会長

奈良市今市町333番地 岡田 善至

農政部会長

奈良市都祁南之庄町549番地 山口 弘

(平成24年7月23日揭示済)

奈良市農業委員会告示第15号

平成24年7月20日に開催した平成24年奈良市農業委員会7月総会において、次の者を奈良市農業委員会の農地副部会長及び農政副部会長に選任した。

平成24年7月23日

奈良市農業委員会 大西 崇夫

農地副部会長

奈良市大慈仙町459番地 大西 衛

農政副部会長

奈良市大安寺七丁目16番13号 米田 忠

(平成24年7月23日揭示済)

議 会

奈良市議会告示第14号

本日、議会運営委員会の委員に 横井 雄一 議員を選任しました。

平成24年7月17日

奈良市議会議長

土田 敏朗

(平成24年7月17日揭示済)

奈良市議会告示第15号

本日、議会制度検討特別委員会の委員に 横井 雄一 議員を選任しました。

平成24年7月17日

奈良市議会議長

土田 敏朗

(平成24年7月17日揭示済)

奈良市議会告示第16号

本日、次の者が議会制度検討特別委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成24年7月17日

奈良市議会議長

土田 敏朗

委員長 天野 秀治

副委員長 宮池 明

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。